

2023.03.08

[徴用工問題の「政治解決」について](#)

「徴用工裁判判決」にそって、日本企業の資産が現金化される前に「**韓国の財団が（日本企業による）支払いを肩代わりする**」という方針が、韓国政府によって発表されました。「日本企業に賠償を命じた徴用工裁判の判決は国際法違反」であり、「政府や日本企業による賠償には応じない」という日本国政府の立場がどうにも動かないという現実を前に、「政治判断」で決着をはかろうとしたものでしょう。

上記のような日本政府の「頑なな態度」の背景の一つとして、「一切譲るべきではない」という保守強硬派はもちろん、かなりの日本国民が「終わったはずの問題を韓国は蒸し返している」といった認識・意識だという点があるように思われます。

しかしながら、私は韓国「最高裁における徴用工裁判判決」の妥当性を判断するために必要な情報が、「多くの日本人」に届いていないのではないかと、という強い疑いを持っています。この間の対立点を簡単に整理すると、以下のようになります。

1, 日本政府の立場

・「日韓条約」（日韓請求権協定）で、日本は韓国に莫大な「支援」をしており、請求や賠償の問題も含めて解決済みである。

2, 「徴用工裁判判決」の立場（および、それを支持する立場）

・「徴用工」が受けた被害（過酷な労働や賃金不払い等）への慰謝料や賠償を当時の日本企業に請求する権利（個人の請求権）は「政府同士の話しあい・手打ち」で勝手に解消することはできない。

・政府間の問題に限っても、日韓請求権協定には、日本による「韓国への経済援助」が明記されているものの、それが植民地支配に対する「慰謝料ないしは賠償に換える」という趣旨の内容は一言も書かれていない。

1945年への道では、歴史を踏まえた「徴用工問題の重要な点」を簡潔に（6分間で）まとめられていますので、ぜひご覧ください。



率直に言って「日韓関係が難しい」根本的な背景には、近代以降の大日本帝国による植民地拡大政策があり、朝鮮半島に住んでいた人々への過酷な支配があります。ここは、[遠藤統一郎氏の文章](#)を引用しながら想像力を働かせてみましょう。

「ロシアとウクライナの関係に照らせばよく分かる。仮に今停戦が実現したとしても、あるいは講和条約が締結されたにせよ、侵略者ロシアに対するウクライナ人民の怨嗟がにわかには解消されるはずはない。とりわけ、家族を殺された人、傷つけられた人、家を焼かれ壊された人、故郷を追われた人、辱められた人・・・にとっては。」(遠藤)

さて、停戦後、それなりの年数が経ったとしても、「終わったことをいつまで蒸し返すのだ」といったようなことを、「侵略した側」「支配した側」が言うべきでしょうか。確かに、保守派のみならず日本政府の立場は「韓国併合条約」は正式に結ばれており合法だ、というものです。それが韓国の人々にとって納得できないものであることは、「ロシアが併合した四州」のことを考えれば理解できるでしょう。

「正式な住民投票で決まった」とプーチンは主張するでしょうが、多くのウクライナ人が「軍隊の圧力を背景にした投票結果は全く無効だ」と主張する理由は納得できるはず。「韓国併合条約」が「義兵運動を徹底的に弾圧した日本軍の圧力」を背景に結ばれたものであるとすれば、これを合法と認められない立場も当然理解すべきでしょう。ロシアの侵攻に対する多くのウクライナ人の受けとめを想像すれば、[遠藤統一郎氏の以下の主張](#)も理解できるはずです。(ただし、私自身は「ウクライナ戦争に関する NATO 諸国の主張」には賛同しておらず、[こちらの記事のような見解](#)です。)

「近代日本の天皇制権力は、富国強兵を掲げて侵略戦争遂行を国是とした。侵略戦争の結果としての植民地支配を国力強盛の証しとして誇示させた。恥ずべき強盗の論理と言ってよい。強盗国家は、台湾を侵略し、朝鮮を侵略し、満蒙から、華北に侵略の手を伸ばして泥沼の戦争に陥った。」(遠藤)

「ロシアのウクライナ侵略は、1年余である。近代日本の朝鮮侵略は、1876年の江華島事件以来の歴史をもつ。けっして日韓併合後の36年だけではない。積年の怨念が並大抵のものではないことを理解しなければならない。」(遠藤)

朝鮮の侵略のために、日本の軍隊が朝鮮の人民をどれだけ殺戮したか。甲午農民戦争(1894年1月 - 1895年3月)だけで殺戮者数は3万~5万人とされている。また「(3.1独立運動が広がった)1919年、1年間で実に1542回にわたり行われたデモで、全国でおよそ7600人が死亡、1万6000人がけがを負い、4万6000人が逮捕・拘禁された」というのが、韓国政府の公式見解である。この「7600人の死亡」とは、日本の官憲による非武装のデモ参加者に対する虐殺ではないか。」(遠藤)

「人民の被害だけでなく、韓国の権力側にも被害が大きい。閔妃(明成皇后)の暗殺は、ナショナリストには衝撃であったろう。立場を替えれば、朝鮮の軍人が皇居に侵入し皇后を暗殺したのだ。」

「さらには、創始改名を強要し、民族のアイデンティティである言語まで奪おうとした。もう過去のこと、十分に謝ったじゃないか、何度蒸し返すのだ、と居丈高となるのは、歴史に学ぼうとしない態度というほかはない。」(遠藤)

「私見では、韓国大法院の徴用工判決は、穏当で説得力あるものとなっている。これに従うことが本筋だと思う。が、日本側が真摯な態度を見せることで解決に至るのであれば、もちろん、望ましいところ。(・・・)今、支持率低迷しながらも、親日保守政権である。日本側に問題解決の意思があれば、誠意を見せるべきであろう。誠意を見せる相手は、韓国の政権ではなく、植民地支配に虐げられた当事者としての民衆でなければならない。」(遠藤)

[長めの引用は以上]

※「徴用工」が受けた被害（過酷な労働や賃金不払い等）への慰謝料や賠償を当時の日本企業に請求する個人の権利は「国家同士の話しあい・手打ち」で勝手に解消することはできない。これは、「立憲主義」「基本的人権の保障」を原則とする憲法を保持する国においては「当然の原則」。（日本政府の言うとおりの「日韓条約」を解釈したとしても、法の優先順位においては憲法のほうが上位にある。その意味でも「徴用工裁判の判決」を覆すことはできない）。

したがって、このたびの「政治判断」を原告の元徴用工に強制できるはずがないわけです。

〔(徴用工判決で認められた)「債権者＝元徴用工」の意に反する第三者(財団)の弁済は原則として認められない。〕それを踏まえ、みずから「加害の歴史」にもしっかりと向き合いつつ「真摯な態度」を示すことは不可欠であると考えます。

〔なお、強制動員問題解決と、過去清算のための共同行動が106人の賛同人を明記の上で声明を出していることを知りました。[その内容その1](#)、[その2](#)について、全く同感です。: 3月17日追記〕

加えて、大日本帝国による植民地支配、人権侵害を問題にしているのは韓国政府や裁判の原告・支援者だけではないことを確認できる資料を最後に貼りつけておきます。

〔補足資料〕

国連の人権委員会に出されたマクドゥーガル報告書(1998年)

「…この条約(日韓条約＝日韓請求権協定)が当事国間の『財産』請求問題の解決を目指した経済条約であり、**人権問題に取り組んだものでないことは明白である**。韓国側代表が日本に示した請求の概要を見れば明らかなおろ、この交渉には、戦争犯罪や、人道に対する罪、奴隷条約の違反、女性売買禁止条約の違反、さらに国際法の慣習的規範の違反に起因する個人の権利侵害に関する部分は全くない…

従って、日韓協定第二条で使用される『請求権』という用語は、このような事実が背景にあるという文脈で解釈しなくてはならない。

日韓協定に基づいて日本が提供した資金は、明らかに経済復興を目的としたものであり、日本による残虐行為の個々の被害者に対する損害賠償のためのものではない。

1965年の協定はすべてを包含するような文言を使用しているが、このように、二国間の経済請求権と財産請求権のみを消滅させたものであり、個人の請求権は消滅していない。したがって日本は、自己の行為に現在でも責任を負わねばならない。」